

POINT 3 分別回収箱等の配置・保管例

※ イラストの分別は一例です。

特別管理産業廃棄物は他の廃棄物と区別して保管し、飛散・流出しないようにする。↓

POINT
POINT 3

分別表
分別方法を分かりやすく示した表を掲示します。

特別管理産業廃棄物保管場	60cm以上
廃棄物の種類	感染性廃棄物
管理者氏名	〇〇〇〇
管理者連絡先	075-000-0000
注意事項	関係者以外立入禁止

特別管理産業廃棄物



分別箱
分別する種類に応じたごみ箱や棚を配置します。

燃えるゴミ 缶・びん ペットボトル 廃プラ

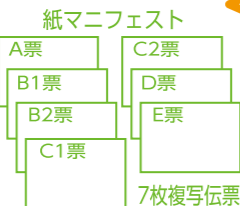
特別管理産業廃棄物管理責任者

リサイクルの基本は徹底した分別から！

POINT 4 マニフェストの状況報告をお忘れなく！

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の引渡しに当たっては、マニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付する必要があります。マニフェストには電子と紙の2種類があり、どちらを使う場合も「誰に」「どのような廃棄物を」「どう処理してもらうか」を記入します。

紙マニフェストを使用した事業所は、**毎年6月30日まで**に、前年度に交付したマニフェストの状況を京都市に報告する必要があります。
※電子マニフェストの場合は報告は不要です。



POINT 5 電子マニフェストのご利用を

電子マニフェストを利用することで、事務処理の効率化や法令順守などに大きなメリットがあります！
・マニフェストの保存が不要(紛失の心配なし)
・毎年度の状況報告が不要



問合せ先: (公財) 日本産業廃棄物処理振興センター JW-NET 検索

京都市ホームページ等で詳しく紹介しています。(参考資料)

「京(みやこ)さんばいポータルサイト」
<https://sanpai.city.kyoto.lg.jp>



「廃棄物の適正処理ガイドブック」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000146216.html>



病院・診療所、薬局を運営する皆さまへ

医療機関等での正しいごみの出し方



許可業者に処理を委託しましょう！
無許可業者に委託すると法令違反となります。(罰則あり)



必ず分別・管理をしましょう！

医療廃棄物は、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の二つに大きく分類されます。そのうち特に指定された感染性廃棄物を含む「特別管理産業廃棄物」は、取扱いに注意が必要です。分別・管理を徹底しましょう。

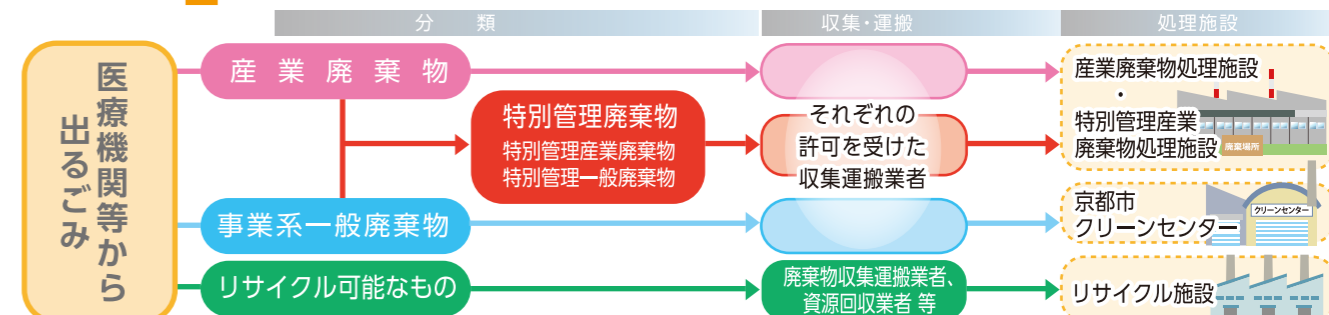


できるものはリサイクル！

再生利用可能なもの(紙類、缶・びん等)はリサイクルをしましょう。



POINT 1 廃棄物をきちんと分別して、許可を受けた廃棄物処理業者に収集運搬・処分を委託しましょう。



※詳細は、裏面の見開きページのPOINT2をご確認ください。



産業廃棄物の処理を許可業者に委託する時は、**契約書**を交わし^{※1} **管理票(マニフェスト)**を^{※2}許可業者に渡します。
※1 収集運搬と処分をそれぞれ委託する必要があります。
※2 詳しくはPOINT4・5を参照
一般廃棄物(事業系)を許可業者に委託する時もきちんと契約します。

特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

特別管理産業廃棄物を排出する事業所は、事故防止と適正処理を目的として、特別管理産業廃棄物管理責任者を選任しなければなりません。選任又は変更をした日から30日以内に設置(変更)報告書を京都市に提出する必要があります。

特別管理産業廃棄物とは
産業廃棄物と一般廃棄物のうち、爆発性・毒性・感染性・その他、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの。

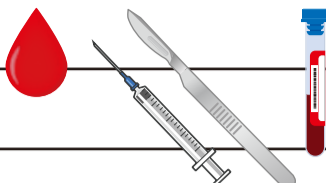

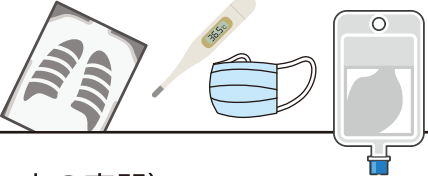
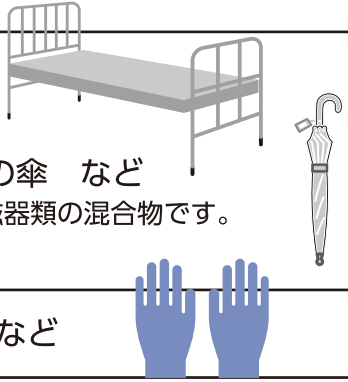


京都市環境政策局循環型社会推進部 廃棄物指導課
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL: 075-222-3957



(公社) 京都府産業資源循環協会
〒601-8027 京都市南区東九条中御堂町53-4 Johnsonビル2F
TEL: 075-694-3402

特別管理廃棄物

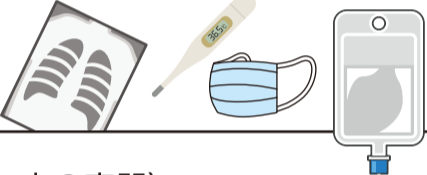
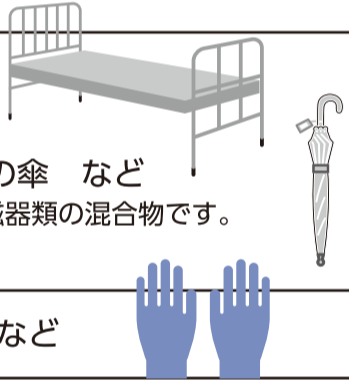
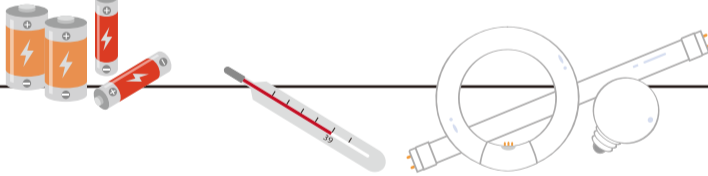
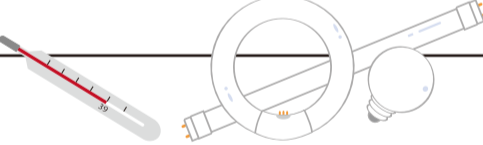
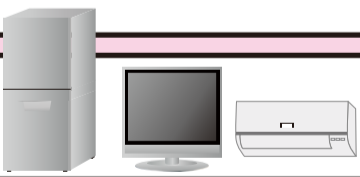
感染性廃棄物 ※1	血液、検体など		<p>※1 感染性廃棄物については、特別管理産業廃棄物処理業者に収集運搬・処分を委託してください。</p> <p>バイオハザードマークを標示した密閉された容器での廃棄が必要なため、特別管理産業廃棄物処理業者に相談したうえで委託してください。</p> <p>※2 注射針等の鋭利なものについては、未使用であっても感染性廃棄物に準じて処分し、耐貫通性の容器に入れてください。</p>
	鋭利なもの（注射針、縫合針、メスなど） ※2		
	血液・体液が付着したもの（ガーゼ、手袋、検査用具・キット、採尿コップ、血液製剤バッグ、チューブ、シリンジ、カテーテル、ワイヤー、透析器具など）		
	感染性患者に使用したもの		
廃油・廃酸・廃アルカリ	血液、体液が付着していないプラスチック類（医療器具・手袋・空の容器・ヒート・PTP・点滴バッグ）、スリッパ、家具等、未使用の検査キット、デジタル体温計、マスク、保存年限が過ぎたレントゲンフィルム（※3） など		<p>産業廃棄物処理業者に収集運搬・処分を委託してください。</p> <p>※3 個人情報を含むものについては、溶解等の処理をしているか、プライバシーマークを取得している処理業者に委託してください。</p> <p>※4 パソコンはリサイクルシステムあり（例）（一社）パソコン3R推進協会</p>
	医薬品（液体）のうち燃焼しやすい廃油（概ね引火点 70℃未満）、強酸（pH2.0 以下）・強アルカリ（pH12.5 以上） など		
特定有害廃棄物	血液、体液が付着していないガラス製品（医療器具、空の容器）、鏡、陶磁器製の植木鉢、歯型石膏 など		<p>※5 毒物・劇物については、毒物及び劇物取締法に基づき適正に廃棄してください。</p> <p>※6 麻薬・向精神薬、覚せい剤原料については、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法に基づき適正に廃棄してください。</p> <p>（参考）京都府ホームページ https://www.pref.kyoto.jp/yakumu/1170809362914.html</p>
	医薬品のうち水銀等の特定有害物質を含むもの など（マーキュロクロム液、チメロサルを含むワクチン等）		

- 感染性廃棄物とは・・・医療関係機関等から生じた、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいいます。（廃棄物処理法第2条第3項及び第5項、同法施行令第1条第8号及び第2条の4第4号）
- 薬局から出た上記の類似物については、個別に御相談ください。
- 感染性廃棄物の判断基準及び医療関係機関等が感染性廃棄物を処理する際の注意事項を記載した「感染性廃棄物処理マニュアル」（環境省）を参考にしてください。詳しくは、右の URL か二次元コードから御確認ください。 https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/post_36.html



産業廃棄物

※感染のおそれがないものに限る。

廃プラスチック類	血液、体液が付着していないプラスチック類（医療器具・手袋・空の容器・ヒート・PTP・点滴バッグ）、スリッパ、家具等、未使用の検査キット、デジタル体温計、マスク、保存年限が過ぎたレントゲンフィルム（※3） など		<p>※3 個人情報を含むものについては、溶解等の処理をしているか、プライバシーマークを取得している処理業者に委託してください。</p> <p>※4 パソコンはリサイクルシステムあり（例）（一社）パソコン3R推進協会</p>
ガラス陶磁器類	血液、体液が付着していないガラス製品（医療器具、空の容器）、鏡、陶磁器製の植木鉢、歯型石膏 など		
金属類	血液、体液が付着していない金属製の医療器具、ベッド、椅子及び机などの備品、レジスター、パソコン（※4）などの電化製品、忘れ物の傘 など * レジスター、パソコンは、金属類とプラスチック類、ガラス陶磁器類の混合物です。 * 傘は、金属類とプラスチック類の混合物です。		<p>※5 毒物・劇物については、毒物及び劇物取締法に基づき適正に廃棄してください。</p> <p>※6 麻薬・向精神薬、覚せい剤原料については、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法に基づき適正に廃棄してください。</p> <p>（参考）京都府ホームページ https://www.pref.kyoto.jp/yakumu/1170809362914.html</p>
ゴム類	血液、体液が付着していない天然ラテックス製の手袋 など		
電池類	乾電池、バッテリー など		<p>※5 毒物・劇物については、毒物及び劇物取締法に基づき適正に廃棄してください。</p> <p>※6 麻薬・向精神薬、覚せい剤原料については、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法に基づき適正に廃棄してください。</p> <p>（参考）京都府ホームページ https://www.pref.kyoto.jp/yakumu/1170809362914.html</p>
水銀使用製品	蛍光灯、水銀体温計 など		
液状のもの	医薬品（液体）（特別管理産業廃棄物に該当するもの以外）（※5・※6）		<p>（参考）京都府ホームページ https://www.pref.kyoto.jp/yakumu/1170809362914.html</p>
ペットボトル	飲料用などのペットボトル		
缶・ビン類	飲料用などの缶・ビン、空になった医薬品のビン など		<p>産業廃棄物処理業者や資源回収業者に委託し、リサイクルしましょう。</p> <p>販売店に引取りを依頼するか、産業廃棄物収集運搬業者に指定引取場所への収集運搬を委託してください。</p>
家電リサイクル法対象製品	冷蔵（凍）庫、テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機		

事業系一般廃棄物

※感染のおそれがないものに限る。

紙類	リサイクル可能な紙（雑誌、チラシ、段ボールなど）	一般廃棄物収集運搬業者や古紙回収業者に委託してください。 ※ リサイクル可能な紙類をクリーンセンターに搬入することはできません。 古紙回収業者はこちらの二次元コードから御確認ください。
	リサイクルに向かない紙（汚れの付いた紙、感熱紙、カーボン紙、圧着はがきなど）	一般廃棄物収集運搬業者に委託して、クリーンセンターに搬入します。
	個人情報記載された紙（カルテなど）	溶解等の処理をしているか、プライバシーマークを取得している処理業者に委託してください。
木製品、植物（陶磁器製の植木鉢及びプランター、土は除く。）など	一般廃棄物収集運搬業者に委託して、クリーンセンターやリサイクル施設に搬入します。	